

平成 29 年
第 1 回土岐市議会定例会議案

平成 29 年 2 月 21 日 (第 1 日)

平成29年第1回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

平成29年2月21日（火曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第2	会期の決定			
日程第3	議第1号	平成29年度土岐市一般会計予算	} 別冊	
日程第4	議第2号	平成29年度土岐市下水道事業特別会計予算		
日程第5	議第3号	平成29年度土岐市国民健康保険特別会計予算		
日程第6	議第4号	平成29年度土岐市駐車場事業特別会計予算		
日程第7	議第5号	平成29年度土岐市介護保険特別会計予算		
日程第8	議第6号	平成29年度土岐市農業集落排水事業特別会計予算		
日程第9	議第7号	平成29年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算		
日程第10	議第8号	平成29年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算		
日程第11	議第9号	平成29年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計予算		
日程第12	議第10号	平成29年度土岐市病院事業会計予算		
日程第13	議第11号	平成29年度土岐市水道事業会計予算		
日程第14	議第12号	平成28年度土岐市一般会計補正予算（第4号）		} 別冊
日程第15	議第13号	平成28年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
日程第16	議第14号	土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
日程第17	議第15号	土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	3	
日程第18	議第16号	土岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例について・・	9	
日程第19	議第17号	土岐市物品調達基金条例を廃止する条例について・・・・	11	
日程第20	議第18号	土岐市役所支所設置条例の一部を改正する条例について・・	13	
日程第21	議第19号	土岐市税条例等の一部を改正する条例について・・・・	15	

日程第 22	議第20号	土岐市空家等対策審議会設置条例について・・・・・・・・	24
日程第 23	議第21号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・	27
日程第 24	議第22号	土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	30
日程第 25	議第23号	土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条 例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	32
日程第 26	議第24号	専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	34
	専第11号	土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す る条例の一部を改正する条例について	
日程第 27	議第25号	専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	37
	専第 2号	損害賠償の額を定めることについて	
日程第 28	議第26号	土岐口開発アクセス道路の国道19号への取付等工事の施行 に関する契約について・・・・・・・・	39
日程第 29	議第27号	土岐市監査委員の選任同意について・・・・・・・・	40

議第 1 4 号

土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日 提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

確定拠出年金法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

土岐市職員の給与に関する条例（昭和32年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項に次の2号を加える。

(8) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）による個人型年金加入者掛金

(9) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たもので、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 15 号

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市職員の育児休業等に関する条例（平成4年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業している職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

(土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員」を「要介護者を介護する職員」に改め、「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）」を削り、「より、その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項

の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、同項前段中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項中「とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情）」

を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情）に、
「支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする」を「支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、土岐市職員の給与に関する条例第12条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条第2項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正前の土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この

条において単に「初日」という。) から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市の規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

議第 16 号

土岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

土岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例

土岐市個人情報保護条例（平成14年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第23条において同じ。）」を加える。

第23条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第24条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に、「第2条第9号」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第24条第1項第1号の改正規定（「第2条第9号」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議第 17 号

土岐市物品調達基金条例を廃止する条例について

土岐市物品調達基金条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

土岐市物品調達基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市物品調達基金条例を廃止する条例

土岐市物品調達基金条例（平成4年土岐市条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 18 号

土岐市役所支所設置条例の一部を改正する条例について

土岐市役所支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

土岐市役所西部支所を移転するため、この条例を定めようとする。

土岐市役所支所設置条例の一部を改正する条例

土岐市役所支所設置条例（昭和30年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表土岐市役所西部支所の項中「土岐市下石町1，015番地の1」を「土岐市下石町1，060番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第 19 号

土岐市税条例等の一部を改正する条例について

土岐市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市税条例等の一部を改正する条例

(土岐市税条例の一部改正)

第1条 土岐市税条例(昭和30年土岐市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第68条」の次に「、第81条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第99条第1項」を「第81条の7第1項の申告書、第99条第1項」に改める。

第33条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第81条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第81条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第81条の2を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の

変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の2の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3）法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の9 市長は、第90条第1項各号又は第91条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第84条(見出しを含む。)及び第86条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第81条第2項」を「第81条の2第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第81条第2項」を「第81条の2第1項」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「、市長において必要がある」を「必要」に、「については」を「に対しては」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」

を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第90条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第92条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第81条の2」を「第81条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岐阜県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の9の規定にかかわらず、岐阜県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岐阜県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、岐阜県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岐阜県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
-----	--------	----------

第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

（土岐市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 土岐市税条例等の一部を改正する条例（平成26年土岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第83条及び新条例」を「土岐市税条例第83条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第83条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第83条第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第83条第2号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第83条	土岐市税条例等の一部を改正する条例（平成26年土岐市条例第11号。以下こ

		の条において「平成26年改正条例」という。) 附則第6条の規定により読み替えて適用される第83条
附則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第83条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第83条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第83条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(土岐市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 土岐市税条例の一部を改正する条例(平成27年土岐市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第19条第3号の項中「第99条第1項」を「第81条の7第1項の申告書、第99条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中土岐市税条例第2条及び附則第7条の3の2第1項の改正規定は、公布の日

から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の土岐市税条例（次条において「31年新条例」という。）第33条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第 20 号

土岐市空家等対策審議会設置条例について

土岐市空家等対策審議会設置条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

土岐市空家等対策審議会を設置するため、この条例を定めようとする。

土岐市空家等対策審議会設置条例

(設置)

第1条 空家等に対する措置等に関し必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、土岐市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げる事項に係る市長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その意見を答申する。

- (1) 空家等対策計画に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法務、不動産、建築、福祉等に関する専門的知識又は学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する諮問に係る答申の日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 2 1 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日 提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第1条 土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第15条の6の6第1項第4号ア中「を控除した数で除して得た額」を削り、「合計数」の次に「を控除した数で除して得た額」を加える。

第19条第1項第1号中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第23条第2項第1号中「第27号」の次に「。以下「番号利用法」という。」を加える。

第24条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けるときは、この限りではない。

第2条 土岐市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第

5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第19条第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中土岐市国民健康保険条例第23条第2項第1号の改正規定及び同条例第24条の3第2項にただし書を加える改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の土岐市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 2 2 号

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

西部在宅介護支援センターを廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例(平成17年土岐市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号を削る。

第4条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第7条第2号中「第3条第1号から第6号まで」を「第3条各号」に改め、同条第4号中「取り消し」を「取消し」に改める。

第11条第1項第7号を削る。

第18条第3項を削る。

別表第2西部在宅介護支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 23 号

土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を
改正する条例について

土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を
改正する条例

土岐市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成26年
土岐市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第
1項第1号」に改め、同号中「した者」の次に「であって、当該研修又は同項
第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年
を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する改正後
の第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる者の
区分に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門
員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるの
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任介護支援 専門員研修を修了した者	平成31年3月31日までに及び同日か ら起算して5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に 主任介護支援専門員研修を修了し た者	平成32年3月31日までに及び同日か ら起算して5年を超えない期間ごとに

議第 2 4 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

- 1 専第 1 1 号 土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例について

専第 11 号

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例について

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法
第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 28 年 12 月 27 日専決

土岐市長 加藤 靖也

土岐市条例第1号

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成28年土岐市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1条を加える。

（経過措置）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第2の適用については、同表中「500円」とあるのは、「300円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 25 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年2月21日提出

土岐市長 加藤靖也

- 1 専第2号 損害賠償の額を定めることについて

専第 2 号

損害賠償の額を定めることについて

市は、次のとおり人身事故に対する損害賠償の額を定めるものとする。
このことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 29 年 2 月 10 日専決

土岐市長 加藤 靖也

平成 28 年 7 月 14 日午後 3 時 35 分頃、土岐市下石陶史台 3 丁目地内の市道 22424 号と市道 22425 号が交差する丁字路交差点において、土木課職員が公務のため運転する自動車（岐阜 400 と 1186）が市道 22425 号を走行中の自動車と衝突し、当該自動車を運転中の相手方及び当該自動車を損傷させた事故について、市は次のとおり賠償するものとする。

- 1 損害賠償の相手方 女性（土岐市下石町在住）
- 2 損害賠償の額 1,485,973 円

議第 26 号

土岐口開発アクセス道路の国道 19 号への取付等工事の施行に関する契約について

市は、工事の施行に関する契約を次の条項により締結するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 契約の目的 土岐口開発アクセス道路の国道 19 号跨道部及び同取付部での工事の施行
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 342,000,000 円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号
国土交通省
中部地方整備局長 塚原 浩一

議第 27 号

土岐市監査委員の選任同意について

土岐市監査委員の森川朋美は、平成 29 年 3 月 27 日任期満了につき再任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 29 年 2 月 21 日提出

土岐市長 加藤 靖也